

児童手当の認定請求手続きについてのお知らせ

児童手当を受け取るには、対象となる方全員が認定請求手続きを必要としますので、お知らせをよくご覧のうえ請求の手続きをされますようお願いいたします。【裏面もあります】

児童手当は0歳から高校3年生（18歳到達後の3月31日まで）の児童を養育している方（父母のうち主に所得の高い方）に対し支給されます。

- ・ 3歳未満（第1、2子）：月額1万5千円
- ・ 3歳以上高校修了前（第1、2子）：月額1万円
- ・ （年齢に関係なく）第3子以降：月額3万円

※監護し、生計を同じくする18歳に達する日以降、最初の3月31日までの間にある児童のうち、年長者から第1子、第2子・・・と数えます。

※大学生年代（18歳到達後の3月31日を経過した後から22歳到達後最初の3月31日まで）の監護児童については、大学に通わせている、無職等の理由により生活費を負担している場合に限り、算定児童数に含めることが可能です。

（「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です）

支給月は、偶数月の10日（土日祝日の場合は、直前の平日）です。

支給月の前月分までの手当を支給します。

児童手当の趣旨	<u>次代の社会を担う児童の健やかな育ちの支援</u>を目的としています。 <u>児童手当を受給された方には、児童手当の趣旨に従って、児童手当を用いなければならない責務が法律上定められています。</u> （なお、万が一、児童の育ちに係る費用である学校給食費や保育料等を滞納しながら児童手当が児童の健やかな育ちと関係のない用途に用いられることは法の趣旨にそぐいません。児童手当の趣旨について十分にご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。）
申請方法	<u>申請書類を持参のうえ、以下の窓口へお越しください。</u> ■健康こども課 ■西根総合支所 ■安代総合支所 ■田山支所 ※支給要件を満たしていても、手続きしないと受給できませんのでご注意ください。 ※請求者は、父母のうち主に所得の高い方です。 【提出書類】 <u>ア 全ての方に提出していただくもの</u> ☐ 「児童手当認定請求書」 ☐ 申請者名義の口座が確認できるもの （通帳又はキャッシュカードの写し等） <u>イ 該当する方だけに提出していただくもの</u> ① 3歳未満の児童を養育している方 ☐ 医療保険の加入関係が確認できる書類のコピー - 例 ・医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」 ・マイナポータルからダウンロードした資格情報画面 ・令和6年12月1日時点で発行されている旧来の健康保険証（令和7年11月まで有効） ※国民年金または厚生年金に加入している場合は、提出を省略できます。 ② 児童と別居している方（離婚協議中以外の場合） ☐ 別居監護申立書（必要な方はお問い合わせください） ③ 養育している児童が受給者本人の児童以外の方 ☐ 児童の生計を維持していることの申立書（必要な方はお問い合わせください） ④ 離婚協議中で配偶者と別居している方が申請を希望する場合 ※児童と同居している方が申請できます（実際及び住民票上も別居している場合） ☐ 受給資格に係る申立書（必要な方はお問い合わせください） ☐ 調停期日呼出状の写し等、離婚協議中であることを証明する書類

児童手当の 寄附について	児童手当の受給資格者は、児童手当の額の一部又は全部を、手当を支給する市町村に寄附することができます。当該寄附金は、児童の健やかな育ちを支援するために使われます。寄附を希望される方は、お問い合わせください。	
その他 児童手当に 関する届出に ついて	課程の状況等に変化があったとき等、手続きが必要になる場合は、次のとおりです。	
	提出を必要とするとき	届出の種類
	新たに受給資格が生じたとき	認定請求書（様式第2号）
	毎年6月（提出の対象者にのみ書類を送付）	現況届（様式第6号）
	他の市町村に住所が変わったとき	受給事由消滅届（様式第10号）
	出生などにより、支給対象の児童が増えたとき	額改定認定請求書（様式第4号）
	不監護などの理由により、支給対象の児童が減ったとき	額改定請求書（様式第4号）
	不監護などの理由により、支給対象の児童がいなくなったとき	受給事由消滅届（様式第10号）
	受給者が公務員になったとき	受給事由消滅届（様式第10号）
	養育している児童の住所や氏名が変わったとき	住所氏名変更届（様式第8号）

※ 出生などにより手当の額が増額される場合は、増額の理由が発生した日の翌日から15日以内に額改定等の手続きが必要になります。

（手続きが遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。）

※ この他にも、届出が必要になる場合がありますので、世帯の状況に変化があったときは、お問い合わせください。

不明な点・お問い合わせは、こちらまでご連絡ください。

八幡平市 福祉部 健康こども課 子育て支援係
電話番号 0195-74-2111(代表) 内線 1085



※ 公務員の方は、職場での手続きとなりますので、所属庁にお問い合わせください。